

**平成23年4月から
「障害年金加算改善法」
が施行されます**

これまででは障害年金を受ける権利が発生した当時に、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級又は2級に該当する方に加算を行っておりましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うこととなります。

平成23年3月までは

受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、受給権発生時から加算の対象となっていました。

**平成23年4月からは加算
の範囲が拡大されます！**

・平成23年4月1日より前に
おいて、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、法施行時(※)から加算の対象となります。
※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります。

・平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有することとなった場合は、その事実が発生した時点(※)から加算の対象となります。
※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります。

**障害基礎年金の子加算
の運用の見直しと児童
扶養手当との関係**

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用

についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様との間に生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないことで児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくはお問合せください。

◆児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で受給変更ができる場合
両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害基礎年金の子加算で受給変更が可能となります。

◆児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で受給変更ができない場合

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害基礎年金の子加算で受給変更ができません。



【問合せ】

障害年金加算改善法について

・佐賀年金事務所

☎31-4191

・小城市役所 国保年金課

担当 嘉村・古川

☎73-8802

児童扶養手当額や児童扶養手当制度について
小城市教育委員会

こども課 子育て支援係

(小城庁舎)

担当 福地・吉岡

☎73-8821

みかんオーナー募集!

牛津町上砥川のみかん農家が、農園の一部を希望者に提供する「みかんオーナー」を募集します。

希望者は農家に管理委託料や収穫のみかん代を含む申込金をお支払いただければオーナーになれます。

説明会及び現地案内を次のとおり行います。

◆説明会日時

5月15日(日)、18日(水)、20日(金)

13時30分～14時30分

◆場所 佐賀県農業協同組合

砥川支所 2階会議室

※説明会終了後、現地のみかん園の木を選定し、申込金をいただきます。※雨天決行



【問合せ】 農林水産課

農政企画係(若刈庁舎)

担当 塚元・空閑

☎63-8820